

株式会社スタイルピース
今井美和様

平成 28 年 3 月 29 日

「取引先様の販売手法の改善について(要請)」

日本アクアライフ株式会社

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社の商品納入先である株式会社キセキが行っているデンガードという商品の販売手法に関して、弊社の多くの代理店や一般消費者からも、弊社および弊社代理店関係者に苦情が寄せられています。

一部の有力な代理店からは、「悪質な販売業者と同一視されるので、日本アクアライフの商品販売から撤退する」というような通告まで受けております。

弊社に入ってきた情報によれば、「数十%以上の電気料金削減ができる」、「多くの枚数をつけるほど効果が大きい」など、明らかに事実と異なる説明を行っているとのことです。

さらには、「加盟金 100 万円」で勧誘されたという人が、「被害を受けた」として消費者センターなどにも苦情を入れ、公安関係が刑事事件になるかどうか、調査に入っているという情報もあるようです。

いずれにしても、このような販売手法は、一般消費者に対する詐欺的行為であると同時に、他の代理店様にも多大な迷惑がかかっております。

さらに、弊社の重要な代理店を失うことで、弊社にも大きな損害が発生しております。

万が一、刑事事件に発展すれば、メーカーとして、弊社にも悪評が寄せられるかもしれず、多くの企業から信頼を得てOEM生産を請け負っていますが、風評被害でOEM生産ができなくなれば、弊社の損害も莫大なものになってしまいます。

これまでは、「代理店様の販売に関しては原則的には自由」と考えておりましたが、

看過できない事態に陥っております。

詐欺あるいは詐欺まがいの販売手法は、いくら代理店様であっても、弊社としては一切認めることができません。

そのため、貴社に対して、至急、以下の措置を取っていただくように、強く要請いたします。

所定の期日までに、ご対応・ご回答いただけない場合には、取引廃止・法的対応も検討せざるを得ないので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

<要請事項>

- ① 株式会社キセキの販売の実態について調査し、販売方法の詳細、現在までの実販売個数、加盟金を支払った代理店の数、営業に利用している書類一式等について、4月5日までに、弊社まで文書でご報告をお願いします。
- ② 前項の報告により、問題点の有無がはっきりするまで、貴社より、株式会社キセキに対して、販売の一時保留を強く要請してください。
- ③ 第1項の問題点が認められた場合、即時、株式会社キセキへの販売を取りやめてください。

以上、よろしくお願いいたします。

平成28年3月29日
日本アクアライフ株式会社
代表取締役 真鍋勝利 印

